

大情審答申第 320 号
平成 24 年 7 月 23 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 6 月 9 日付け大住吉総第 48 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 4 月 6 日付け大住吉総第 12 号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 3 月 23 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「過日、住吉区役所において総務担当が仕出かした職員番号漏えい事件の個人情報漏えい等事故報告書」の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「個人情報漏えい等事故報告書（平成 23 年 3 月 31 日付け住吉総第 122 号）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 5 月 9 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件文書については、個人情報漏えい等事故の発生原因となった公文書を間違えている、当該公文書に対する公開請求を、違う日付での公開請求と取り違えるなど、間違いだらけであるため、真実を記載した「個人情報漏えい等事故報告書」の公開を求める。（別表 1 参照）

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件文書に記載されている公文書、当該公文書に対する公開請求があった日付等は正しいものであるため、本件文書の内容は誤りのないものであり、したがって、本件請求に対応する他の文書も存在しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書の内容について

本件文書は、実施機関において、本件請求に係る個人情報漏えい等事故（以下「本件漏えい等事故」という。）が発生した際に、漏えい等の形態、発生日時・場所等（事故起因）、対象個人情報、事故の概要、再発防止策などを記載し、情報公開室市民情報部公開制度等担当（現在の政策企画室市民情報部公開制度等担当。以下「公開制度等担当」という。）に提出したものである。

3 争点

実施機関は、本件請求に対し、本件文書を特定した上で、条例第10条第1項に基づき本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件文書については複数の誤りがあるため、本件文書以外に真実を記載した「個人情報漏えい等事故報告書」があるはずであると主張し、その公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書以外に、本件請求に対して対象文書として特定すべき公文書の有無である。

4 本件文書の記載事項について

本件文書の記載事項について、異議申立人が誤りであると指摘するものは別表1のとおりである。

5 事実の確認

(1) 異議申立人による公開請求について

当審査会において、平成 21 年度の公開請求の受付及び処理記録を確認したところ、異議申立人は、平成 21 年 11 月 5 日付けで 4 件（整理番号 662 番、663 番、664 番、666 番）の公開請求を行っており、このうち、662 番、663 番、664 番の公開請求については、別表 2 のとおりである。

(2) 整理番号 662 番の公開請求について

当該請求については、対象となる公文書が著しく大量であったため、条例第 12 条の規定により公開決定等の期限の特例を適用した後、平成 21 年 12 月 21 日付け及び平成 22 年 1 月 8 日付けで 5 通の決定通知書（別表 2 中の A～E）により、公開、部分公開及び非公開が決定されている。

(3) 整理番号 663 番及び 664 番の公開請求について

当該請求については、いずれも平成 21 年 11 月 19 日付けで部分公開が決定されている。

(4) 部分公開された公文書について

ア 「住吉区返還者リスト①～④」について

「住吉区返還者リスト①～④」は、整理番号 662 番及び 663 番双方の公開請求の対象文書である。

当審査会において、整理番号 662 番の公開請求に対する平成 22 年 1 月 8 日付け部分公開決定（別表 2 中の D）により部分公開された「住吉区返還者リスト①～④」、及び整理番号 663 番の公開請求に対する平成 21 年 11 月 19 日付け部分公開決定（別表 2 中の F）により部分公開された「住吉区返還者リスト①～④」の原本の写し及び実際に部分公開されたものの写しをそれぞれ見分したところ、両者は同一の文書であることが確認できた。

なお、この「住吉区返還者リスト①～④」は A 4 用紙 5 枚であり、異議申立人が、平成 21 年 11 月 5 日付けで公開請求を行った公文書であり、この公文書は本件漏えい等事故の原因とはなりえないと主張する文書と一致する。

さらに、公開とされた部分についても見分したところ、個人情報の漏えい等事故に該当するような情報の記載は認められなかった。

イ 「不適正資金関係者リスト」について

「不適正資金関係者リスト」は、整理番号 662 番の公開請求の対象文書である。

当審査会において、整理番号 662 番の公開請求に対する平成 22 年 1 月 8 日付け部分公開決定（別表 2 中の D）により部分公開された「不適正資金関係者リスト」の実際に部分公開されたものの写しを見分したところ、最終ページに記載されている「《参考：平成 19 年度体制（選挙担当）》」と題した一覧表において、3 名の職員の職員番号が黒塗りされていないことが確認できた。

これは、不適正資金関係者リストの「最後に記載された参考部分での平成 19 年度の選挙担当の一覧（氏名、職員番号、現所属が記載された表）を黒塗りせず、漏えいしてしまった」とする実施機関の主張と一致する。

(5) その他について

ア 平成 21 年 7 月 21 日付けの公開請求について

上記 5 (1) と同様に、当審査会において、平成 21 年度の公開請求の受付及び処理記録を確認したところ、異議申立人は、平成 21 年 7 月 21 日付けで 2 件（整理番号 361 番、366 番）の公開請求を行っている。

このうち、整理番号 361 番の公開請求については、公開請求に係る公文書が大量であることを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により公開決定等の期限を延長した後、平成 21 年 9 月 3 日に 3 通の決定通知書により、公開、部分公開及び非公開が決定されている。

イ 他の漏えい等事故の発生について

公開制度等担当は、大阪市における個人情報漏えい等事故の発生防止対策を、その業務のひとつとしており、個人情報漏えい等事故が発生した際に、「個人情報漏えい等事故報告書」の提出を受け、各年度の個人情報漏えい等事故の発生及び処理状況を把握している。

当審査会において、公開制度等担当に確認したところ、平成 21 年度以降に住吉区役所で発生した公開請求に起因する個人情報の漏えい等事故は、本件のみであるとのことであった。

6 本件文書の特定の妥当性について

以上から、本件漏えい等事故は、平成 21 年 11 月 5 日付け整理番号 662 番の公開請求の対象文書である「不適正資金関係者リスト」に記載された 3 名の職員の職員番号を黒塗りしなかったために発生したものであり、本件文書は、本件漏えい等事故が発生した事実経過に沿って作成され、その内容について誤りはないものと認められる。

また、本件文書以外に対象文書として特定すべき公文書は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められず、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も存在しない。

7 結論

よって、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

別表1 本件文書の記載事項について

項 目		記載事項	異議申立人の指摘
発生日時・場所等（事故起因）			
	発生日時 (作業日時)	平成 21 年 12 月～平成 22 年 1 月	公開日を記入すべき
	発生場所	住吉区役所総務担当事務室	住吉区役所「市民相談室」とすべき
	作業内容	部分公開のマスキング作業	「公文書公開業務」とすべき
対象個人情報			
	媒体名称	不適正資金関係者リスト	左記の公文書は存在しない
事故の概要		平成 21 年 11 月 5 日付けの公開請求にかかる、公開の実施をした際、本来マスキングすべき職員番号を、マスキングせずに公開しました。	「平成 21 年 11 月 5 日付けの公開請求」で公開された公文書は、「返還者リスト」（5 枚、すべて黒塗り）である。 （「不適正資金関係者リスト」ではない。）
発生の原因		・しかしながら、当該対象文書は非常に大量にあり、マスキング漏れを発見できませんでした。	大量の公開請求は、平成 21 年 7 月 21 日に行ったものである。

別表2 平成 21 年 11 月 5 日付け公開請求のうち 662 番、663 番、664 番の公開請求について

整理番号	請求の内容	
662 [特例延長]	総務局行政部不適正資金問題担当課長が、平成 20 年 7 月 24 日に出した事務連絡「各個別案件に係る不適正資金問題調査関係書類について（依頼）」において、住吉区役所が保管している全書類。	
決定日	決定内容	公文書の件名
[A] 平 21. 12. 21	公開	・メール文 平成 19 年度大阪市内部統制連絡会議に係る資料について（送付） （平成 20 年 2 月 5 日住吉区受信分） ・平成 20 年 2 月 5 日付け 不適正な手続による資金の徹底調査について（住吉区保管分） 他 99 件
[B] 平 21. 12. 21	部分公開	・平成 20 年 2 月 5 日付け依頼分 公金外現金データシート（住吉区保管分） ・平成 20 年 2 月 5 日付け依頼分 公金外現金データシート（回答）（住吉区保管分） 他 50 件
[C] 平 22. 1. 8	公開	・メール文 不適正資金に係る取り扱いについて（平成 20 年 4 月 2 日住吉区受信分） ・平成 20 年 3 月 31 日付け事務連絡 不適正資金に係る金銭等の管理方法について（通知）（住吉区保管分） 他 123 件

[D] 平 22. 1. 8	部分公開	・不適正資金に係る通帳（写し）（住吉区保管分）など 51 件 ・ 26 住吉区返還者リスト①【管理職分】 ・ 27 住吉区返還者リスト②【所属分】 ・ 28 住吉区返還者リスト③【所属分（退職者）】 ・ 29 住吉区返還者リスト④【異動者調整分】 ・ 30 不適正資金関係者リスト（住吉区選挙担当不適正資金問題及び住吉区区民企画担当預けにおけるもの）を含む。
[E] 平 22. 1. 8	非公開	・不適正資金（選挙関係）に関する預金口座等の取引履歴の調査報告について
整理番号	請求の内容	
663	総務局行政部不適正資金問題担当課長が平成 20 年 6 月 18 日に出した事務連絡「不適正資金の返還について」における住吉区役所分の全返還者リスト	
決定日	決定内容	公文書の件名
[F] 平 21. 11. 19	部分公開	・住吉区返還者リスト①【管理職分】 ・住吉区返還者リスト②【所属分】 ・住吉区返還者リスト③【所属分（退職者）】 ・住吉区返還者リスト④【異動者調整分】
整理番号	請求の内容	
664	総務局不適正資金問題担当課長が出した、「預け事案の経過と業者の関与の状況報告」で住吉区役所が提出したその報告書	
決定日	決定内容	公文書の件名
平 21. 11. 19	部分公開	・住吉区役所における不適正な会計処理について（報告）（平成 20 年 8 月 12 日付け）

（参考）答申に至る経過

年 月 日	経 過
平成 23 年 6 月 9 日	諮問
平成 23 年 10 月 5 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 2 月 27 日	審議（論点整理）
平成 24 年 5 月 16 日	実施機関理由説明
平成 24 年 5 月 28 日	審議（論点整理）
平成 24 年 6 月 11 日	審議（答申案）
平成 24 年 6 月 22 日	審議（答申案）
平成 24 年 7 月 23 日	答申